

原子力発電所再稼働に関して国のエネルギー政策の見直しを 求める意見書

7月23日に公表された政府の福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の最終報告は、設計基準を大きく超える事故に対して、原災マニュアルの予定していた対応がとれず、現地対策本部が機能しない状況であったことを指摘している。また、今回の事故の事実解明と検証が、最終的な結論にまで達していないとしている。

原発事故は、放出された放射性物質の拡散によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済活動を停滞させ、地域社会を崩壊させるなど、深刻な影響をもたらすという点で、極めて特異である。そのため、再稼働反対の世論は、全国各地で大きな広がりを見せており、原発に頼らないエネルギー・環境政策の「脱原発基本法」の制定を求める声もある。

福島事故の実態を踏まえると、美浜原発などから80キロ圏内にあり、若狭湾からの季節風の通り道に位置する当町は、原発事故における甚大な被害が予想される。政府は、中央防災会議が決める防災計画に原子力災害対策として、地震・津波対策の抜本的強化などを掲げるものの、当町としては、町民の安心安全を未来にわたり保障するため、新たな外部機関による科学的根拠に基づく基準を早期に策定した上で、慎重に判断することが重要であると考えます。

以上のことから、政府においては福島第一原子力発電所事故の徹底的な実態解明と、科学的根拠に基づく原子力発電所の安全基準を提示し、国民的理解が得られるよう原子力発電所の再稼働における安全性を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

岐阜県養老郡養老町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣官房長官